

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 5 年 7 月 1 2 日

独立行政法人家畜改良センター
理事長 入江 正和

1 契約概要等

- (1) 調達件名 ラッピングマシーナー一体型細断型ロールペーラー購入契約
及び数量 1 台
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和 6 年 3 月 2 9 日（金）
- (4) 納入場所 独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場
（鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4）
- (5) 入札方法 上記（1）について、総額による価格競争入札

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程（以下「取扱規程」という。）第 8 条及び第 9 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
- (2) 令和 4・5・6 年度国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は独立行政法人家畜改良センターの競争参加資格のいずれかにおいて「物品の販売」に係る等級が「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該等級に格付けされたものであること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国又は独立行政法人家畜改良センターが別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
なお、競争参加資格については、納入場所における地域の資格を有していれば足りるものとする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 購入物品について、迅速なアフターサービス、メンテナンス体制が整備されていること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局

- ① 〒 9 6 1－8 5 1 1 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1 番地
独立行政法人家畜改良センター総務部管財課（担当：安齊）
電話：0 2 4 8－2 5－2 2 3 3 ファクシミリ：0 2 4 8－2 5－3 9 9 0
e-mail：tyoutatu@nlbc.go.jp
- ② 〒 6 8 9－2 5 1 1 鳥取県東伯郡琴浦町大字出上 1 4

独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場総務課（担当：星野）

電話：０８５８－５５－１５１１ ファクシミリ：０８５８－５５－２３２９

（２）入札説明書の交付期間及び方法

本公告日から令和５年７月１９日（水）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く、９時００分から１７時００分（１２時００分から１３時００分を除く。）まで上記（１）の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判が入る返信用封筒に住所、会社名及び担当者氏名など所要事項を記入のうえ、１４０円分の切手を貼付し、上記（１）の場所に送付すること。ファクシミリ又は e-mail による交付を希望する場合は、住所、会社名、担当者氏名及び電話番号等を上記（１）の場所に連絡すること。

（３）入札説明会の開催

開催しない。

（４）入札書等の受領期限、開札の日時及び場所

令和５年７月３１日（月） １４時００分

鳥取県東伯郡琴浦町大字出上１４

独立行政法人家畜改良センター鳥取牧場会議室

なお、郵便による入札の際は、令和５年７月２８日（金）１７：００までに到着するように送付すること。

４ その他

（１）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金

全部免除する。

（３）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

（４）契約書作成の要否

要

（５）落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると理事長が判断した入札者であって、取扱規程第３０条の規定に基づいて作成された予定価格以下で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

（６）入札説明書交付の際の提出書類

上記３（２）に掲げる入札説明書の交付を受ける際は、すでに上記２（２）に関する競争参加資格を有している場合は、その競争参加資格結果通知書の写しを提出すること。

（７）その他

詳細は入札説明書による。

独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当センターとの関係に係る情報をホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- 1) 当センターにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- 2) 当センターとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- 1) 当センターの役員経験者及び課長相当職以上経験者（当センターOB）の人数、職名及び当センターにおける最終職名
- 2) 当センターとの間の取引高
- 3) 総売上高又は事業収入に占める当センターとの間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- 4) 一者応札又は一者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- 1) 契約締結日時時点で在職している当センターOBに係る情報（人数、現在の職名及び当センターにおける最終職名等）
- 2) 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当センターとの間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）